

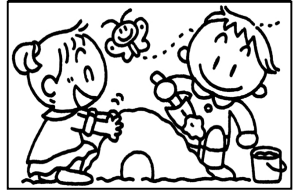
# どろんこ

2022年2月17日(木)

664号

船橋市職労福祉支部

発行責任者 村上はつみ



## 「ケア労働者の処遇改善」

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)の中で、「公的部門における分配機能の強化等」の一つとして、「看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引き上げ等」が出されました。「民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等、介護・障がい福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行う事を前提として、収入を3%程度(月額9000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施する。」というものです。

**対象者**は、保育園や放課後ルーム等に勤務する職員(会計年度

任用職員を含む)となつていま

す。  
**財源**については、交付金として2月〜9月分は国が出し、10月以降は、保育の公定価格の引き上げにより(一般財源として)市に入る事となつていますが、**実施計画が2月議会に出されないければ、この事業を実施しないとみなされ、交付金も来ません。**

その為、短期間の取り組みとなつてしまいましたが、この間皆さんに、**団結署名**をお願いしてききました。

市長交渉前に、**585筆**の団結署名を、「月額9000円の賃金アップ・処遇改善に期待を込めた署名を提出します。」と、村上福祉施設支部長より、市長に手渡しました。



市長は、「**処遇改善**は、他職種より低い賃金である事を前提とし

ている」「常勤については、一般職の給料表を使つていて『低い賃金』とは思っていない」、**「地域の民間給与水準を踏まえた上で、近隣市との均衡も考え、正規職員は、賃上げの対象から外す」**との回答でした。

## 〈回答内容〉

**保育園、放課後ルーム、身体障害者福祉作業所太陽、親子教室、マザーズホームで働く、全ての会計年度任用職員(全ての職種)に、時給の3%程度を引き上げること、会計年度任用職員の来年度の一時金引き下げ分0.15月を0.05月とする。**

**組合**からは、「同じ給料表は使つていますが、5級に昇格するのは、全園で27人のみである」、「**新入職員のスタート号給が、行政職とは違う**」、「10月以降は公定価格の引き上げで国からお金が入るのにその分は何に使われるのか?」「10年以上も欠員の中で保育をし、市の方針として謳われている『支援児保育の充実』

船橋市役所職員労働組合  
福祉支部 支部長 村上 はつみ 様

船橋市長 松 戸 徹



「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」について（回答）

2022年1月13日付け船市職第4号及び2022年1月20日付け船市職第7号による標記事項に対する要求について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を受けて、保育園、放課後ルーム、身体障害者福祉作業所太陽、親子教室及びマザーズホームの会計年度任用職員（全ての職種）について、令和4年2月勤務以降の時給を3%程度引き上げることとし、補正予算案及び条例改正案を議会に提出する。
2. 令和4年2月勤務分の引き上げ額は、補正予算案及び条例改正案の議会議決後にさかのぼって支給する。
3. 会計年度任用職員の令和4年度の期末手当引き下げを0.15月から0.05月に改める条例改正案を議会に提出することに加え、上記1に該当する会計年度任用職員は、令和4年度の期末手当引き下げ分を考慮し、令和4年4月より時給を1号給さらに引き上げる。
4. 引き上げは会計年度任用職員のみとし、常勤職員及び再任用職員の給与は改定しない。

保育園・放課後ルームの要求に対しての一括回答

も、職員が来なくて思うようにできていない」、「コロナの感染拡大で、欠員の中、今まで以上に神経を使い疲れている」等を訴えました。

皆さんの団結署名が。処遇改善の大きな力になりました。今回は、会計年度任用職員への改善でしたが、この力を奮闘につなげ、正規職員の賃金

アップを目指していきます。署名へのご協力ありがとうございました。

保育園の要求

1. 保育園職場で働く全ての職員を対象に、2021年度人事院勧告での一時金削減分（0.15月）を年度末に補填すること。
2. 保育園職場で働く全ての職員を対象に、2022年2月・3月分として18,000円（9,000円×2ヶ月）を年度内に支給すること。
3. 保育園で働く全ての正規職員に、2022年4月より月額9,000円の特殊勤務手当を支給すること。
4. 保育園で働く全ての会計年度任用職員に対し、2022年4月より月額9,000円相当の処遇改善に向けた特段の配慮を行うこと。

放課後ルームの要求

1. 放課後ルーム職場で働く全ての職員を対象に、2022年2・3月分として18,000円（9,000円×2ヶ月）を年度内に支給すること。
2. 放課後ルーム職場で働く全ての職員に対し、2022年4月より月額9,000円の処遇改善を行うこと。
3. 放課後ルーム職場で働く一時金の支給に該当する職員を対象に、2021年度人事院勧告での一時金削減分（0.15月）を削減しないこと。